

「社会保険診療収入等の明細について（回答）」記載の手引き

1 社会保険診療報酬

健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、戦傷病者特別援護法、母子保健法、児童福祉法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、生活保護法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、介護保険法、障害者自立支援法、児童福祉法の規定に基づく医療等につき支払を受けた金額

※ 介護保険法の規定に基づく医療等につき支払いを受けた金額については、下の表「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」をご覧ください。

2 その他の収入

・自由診療等収入

診療収入等のうち、社会保険診療報酬の対象とならないもの

・雑収入

医業に関連して生じる次のような収入

貸与寝具、貸与テレビ、洗濯代等、医薬品の仕入れリベート、患者からの謝礼金等、電話使用料、自動販売機等の手数料、治療器具等の販売収入、地方自治体から支給される休日夜間診療等の嘱託料（給与等に該当するものを除く）

3 合計

社会保険診療報酬及びその他の収入の合計

基本的に、所得税の確定申告書の収入金額と一致するように記入してください。

※ 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の印字	計 上 区 分	
			社会保険診療報酬	その他の収入
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 予防訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 予防訪問リハビリ	○	
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション （デイケア）	通所リハビリ 予防通所リハビリ	○注	○注
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 （介護療養型医療施設等）	短期入所医療施設 予防短期入所医療施設	○注	○注
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 予防居宅療養管理指導	○	
指定施設サービス等	介護療養施設サービス （療養病床等）	介護医療施設	○注	○注

（注）平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費はその他の収入です。

また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」もその他の収入です。